②②③ 親と子の教育相談 No. 4

問い合わせ / 寄居町教育委員会 指導班 教育サポートセンター(☎ 581-9993 直通)

相談 小1の息子が学校でお友だちにケガをさせてしまいました。

小学1年生の息子の担任から、「お子さんがお友だちにケガをさせたので、先方に謝罪してほしい」と連絡がありました。大変驚き、子どもにケガをさせた時の状況を聞くと、わざとではなく爪の先が偶然お友だちの顔にかすり、少し血がにじんだそうです。相手はおとなしい子です。

子どもが保育園の時、クラスの子に肩に噛みつかれてひどい紫色に内出血しましたが、先方の親からは一言の謝罪もありませんでした。

今回は、子どもなら日常的に起こる程度のケガだと思うのですが、謝罪したほうがよいのでしょうか。 〔母親Tさん〕

助言 軽いケガでも、先方の受け取り方を考えて謝罪 したほうがよいでしょう。

小学校では、校内で日常的にケガが起きています。誰かにケガをさせてしまうこともあります。自分があきらかに悪かった場合(危険行為、わざとやる)は、先生から「相手にきちんと謝る」という指導がされていると思います。わざとではなく傷も軽かった場合は、子ども同士で「あっ、ごめんね」「いいよ」で済むことかもしれません。

今回、少しでも血がにじんだことで、担任の先生は「万が一、先方の保護者が立腹するおそれがある」と配慮され、謝罪するよう勧められたのでしょう。

お子さんが保育園で「やられた側」だった時、先方から一言も謝罪がなく後味が悪かったことでしょう。小さなかすり傷でも「やられた側」としては気持のよいものではありません。また、小1では親に事実をその通りに伝えられないことが多いものです。相手がおとなしいお子さんとのことですから、先方の親御さんが「いじめられた」と受け取る可能性があったのかもしれません。

ケガをさせた側としては「たいしたことないのに」と不本意に感じても、担任から勧められたようにまず 1 本電話を入れて先方に様子を聞き、謝罪をしておけば、こちらの誠意も通じお互い後を引かずに済むことと思います。



〔富田・和泉〕